

第18回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月25日(火) 午後13時30分から14時27分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	齊藤 誠
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)
委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	小林	哲也
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	高橋	宏輔

7. 会議の概要

事務局 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第18回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は10番 角丸章委員と、11番 佐々木孝一委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」ご説明いたします。

貸主

借主

土地の表示

田 畑 3,388 m²

畑 畑 5,748 m²

合計2筆 9,136 m²

契約の内容 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく賃貸借

契約期間 平成29年4月25日から平成34年4月24日まで

合意解約が成立した日 平成30年12月14日

土地の引渡し時期 平成30年12月25日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの報告があったもので、本案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段、農用地利用集積計画賃貸借に伴う解約であることを申し上げご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

佐々木委員 内容についてはいいのですが、合意解約については議案に上げなければいけないようなことをきいたのですが、違いますか。

事務局 賃貸借の件は議案にするということだったと思うのですが、報告にするか議案にするのかは、市町村の判断でよかったかと思っております。

会長 総会にかけますよ、という認識だったのですが。

佐々木委員 そうですか。

事務局 合意解約がなされていないというのは、もし12月15日で合意解約しました。土地の引渡しが来年度の7月25日ですよというのと、7月までだと7か月経過していますよね。そういった場合には問題があるということで成立していないということになります。

佐々木委員 ということは、問題がなければ報告で上げるということですか。

事務局 はい、そういうふうに捉えていますけれど、議案にすべきだという皆さんの意見があるのでしたら。

佐々木委員 そういう通達があったときいたのですが、他の奈井江では合意解約は全て議案に上げていると聞いています。

事務局 議案というか、諮るということでしょうかね。

佐々木委員 それは市町村によってそれぞれということでしたら。

事務局 分かりました。奈井江の方向性もきいてみまして、今回は報告ということで

よろしいでしょうか。

佐々木委員
事務局
会長

はい。
ありがとうございます。
周りの市町村にも確認いたしまして、また、ご報告申し上げます。
その他ご質問ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件につきましては承認することといたします。

事務局

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局説明願います。

報告第2号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり、手続きが終了しましたのでご説明しご報告いたします。

1. 農業者年金死亡関係届出
死亡年月日及び氏名 (生年月日)

届出者住所氏名

2. 農業者年金政策支援加入要件不該当届出
申請人住所氏名 (生年月日)

申出年月日

平成30年11月30日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長

ただ今の報告につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

全員
会長

なし。
質疑がないようです。それではこの件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。
それでは本件につきましては専決処分を含め承認することといたします。
続きまして、議案に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。1番について説明します。

出し手 (貸主)

受け手 (借主)

受け手の経営面積 田 2,231 m² 計 2,231 m²

受け手の労働力 3名

土地の表示

畑 畑 6,109 m²

畑 畑 4,386 m²

田 畑 12,983 m²

畑 畑 3,669 m²

畑 畑 663 m²

合計5筆

27,810 m²

法律関係 使用貸借

事務局

貸主の申請理由は「借主は[]です。当該申請地でトマトと玉ねぎの栽培の

規模を拡大したいとの要望がありましたので、使用貸借させたいと申請します。」借主の理由は「認定就農期間が終り、認定農業者となりました。当該申請地を貸主である■■■■から使用貸借し、トマトと玉ねぎの栽培の規模を拡大したいと考えます。」とのことで、作付け作物はミニトマト、トマト、玉葱として
いるところでございます。

申請地は、■■■■の所有の農地でありまして、農振農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。■■■■経営移譲を行うとのことでもあります。■■■■は、5年間の新規就農期間を終えたことから、■■■■から農地を使用貸借し規模拡大、経営主として農業経営を行うとのことでもあります。

なお、地区担当の委員さんには確認していただいています。

農地法第3条の判定要件についてでございますが、

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況（リース）からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が270日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、本申請取得後の経営面積合計は3haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、ミニトマト、トマト、玉葱を作付としていることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、■■■■の農地を使用貸借するということからも問題がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

参考に、第1号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第1号、1番、使用貸借の案件について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局 それでは、2番について説明し審議を求めます。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 田 365,337.09 m² 畑 24,280.54 m² 計 389,617.63 m²

受け手の労働力 4名

土地の表示

畑	田	1,523 m ²
田	田	8,181 m ²
畑	畑	7.3 m ²
田	田	4,958 m ²
田	畑	3,208 m ²

■■■■■	田	田	937 m ²
■■■■■	田	畑	991 m ²
合計 7 筆			19,805.3 m ²

法律関係 使用貸借

事務局

貸主の申請理由は「借主である■■■■■経営を譲り受けて農業経営を確立したいと申し入れがあったため、当該申請地を使用貸借させたいと申請します。」借主の理由は「貸主の理由のとおり、当該申請地を貸主である■■■■■から使用貸借し、安定した農業経営を行いたいと考えます。」とのこととございます。

申請地は、■■■■■の所有の農地でありまして、農振農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。■■■■■の経営移譲を行うとのこととあります。■■■■■は、浦臼町にて農業をされ、10年が経っています。浦臼町にて認定農業者に認定されています。■■■■■から農地を使用貸借し規模拡大、経営主として農業経営を行うとのこととございます。なお、当該申請地については、除草等の保全管理を含め、耕作することについて指導をしたところとあります。

なお、地区担当の委員さんには確認していただいています。

農地法第3条の判定要件についてでございますが

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況（リース）から見て、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が220日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、経営面積合計は38.96haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、当該申請地については今後、除草を含め、将来的には耕作していくと聞いているところとございます。

また第7号の「地域との調和要件」については、■■■■■の農地を使用貸借するということから問題がないものと考えます。近隣耕作者がいることから、耕作に影響がないようにと伝えているところとございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

参考に、第2号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

只今、議案第1号、2番、使用貸借案件について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者（譲渡人） ■■■■■

転用計画者（譲受人）

土地の表示

畑 畑 658 m²

畑 畑 329 m²

合計 2 筆 987 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 共同住宅建築1棟8戸、駐車スペース、物置等

転用事由の詳細 譲渡人は「相続で受けた土地であり、申請地付近の宅地化が進む中、譲受人が共同住宅を建てたい意向をかなえたいため。」譲受人は「当該申請地付近には砂川中学校、砂川高校があり、中央バスのバス停、コンビニエンスストアからも近く、居住者にとっては、生活環境が十分に整った住宅地となっています。家族向けのニーズが考えられますので、共同住宅を建設するため申請します。」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 [redacted] に対し、借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添（議案第2号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第3号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長 議案第2号について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明し審議を求めます。1番について説明します。

計画番号 平成30年度貸第10号

公告予定年月日 平成30年12月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[redacted] 田 畑 3,388 m²

[redacted] 畑 畑 5,748 m²

合計 2 筆 9,136 m²

年額 [REDACTED]
対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年12月25日～平成34年4月24日 3年4か月
当事者間の法律関係 賃貸借

このたび、出し手と受け手との諸条件が整ったことから本件の申出となったものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」については、個人ですので該当いたしません。

「地域との調和要件」については、現在まで [REDACTED] が賃貸借をしていた農地であり、引き続き耕作することから問題はないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、ミニトマト、トマト、玉葱の作付けを予定されています。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が270日と、原則150日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については [REDACTED] の所有農地につき問題はございませんし、前回の賃貸借権設定時に経営移譲時の継続について、双方確認されていたところです。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第1号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第3号1番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局

2番についてご説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度貸第11号

公告予定年月日 平成30年12月25日

申出者 [REDACTED]

出し手（貸主） [REDACTED]

受け手（借主） [REDACTED]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[REDACTED]	田	田	3,557 m ²
[REDACTED]	畑	田	5,847 m ²
合計2筆			9,404 m ²

年額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年12月25日～平成35年12月31日 5か年

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成 25 年 1 月から 5 年 1 か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第 3 号 2 番の賃貸借の案件についての説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、3 番について事務局説明願います。

事務局 3 番についてご説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成 30 年度使第 4 号

公告予定年月日 平成 30 年 12 月 25 日

申出者

出し手 (貸主)

受け手 (借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	田	7,348 m ²
	畑	畑	3,953 m ²
	田	田	267 m ²
	田	田	357 m ²
	畑	田	264 m ²
	畑	田	1,388 m ²
	畑	畑	661 m ²
	畑	田	357 m ²
	畑	田	357 m ²
	畑	田	357 m ²
	畑	田	357 m ²
	畑	田	800 m ²
	畑	畑	267 m ²
	畑	畑	267 m ²
	合計 13 筆		17,000 m ²

年額 無償

期間 平成 30 年 12 月 25 日～平成 32 年 12 月 31 日 2 か年

当事者間の法律関係 使用貸借

本案件は平成 30 年 4 月から 7 か月の使用貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、使用貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 5 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号3番の使用貸借の案件についての説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。

全員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

会長 なし

事務局 特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いします。

①議会関連等報告（事務局長）

②農地利用状況調査の結果について（事務局）

・別添1

③農業委員会委員等の綱紀粛清について（事務局）

・別添2

④農地流動化アンケート調査の実施について（事務局）

有害鳥獣による農作物被害実態調査について（農政課）

農産物の直売に関する情報収集調査について（農政課）

・別添3

⑤農業委員会だより新春号の配布について（事務局）

・配布日 本日

⑥全道農業者年金研究会への参加について（事務局）

・別添4

・日時 平成31年1月28日（月）13時30分～

・会場 北海道第二水産ビル（札幌市中央区北3条西7丁目）

・出席者 委員各位

⑦農業委員会主催ボウリング大会の結果報告について（事務局）

⑧農地賃貸借終期通知の送付について（事務局）

⑨協議会報告（協議会長）

会長 何か質問ございませんか

全員 なし

会長 以上なのですが、高橋委員よりお話があるということですので、高橋委員お願いします。

高橋委員 先月、東豊沼谷口委員より、土地の売買に関して、土地の動きが鈍い。基盤整備を進めないと、土地が動かないとの話が出ました。

12月に土地改良区に行ってきましたが、その時、赤平、砂川、奈井江、美唄、岩見沢等の中で砂川の整備一番が進んでおらず心配しているとの話が出ました。

北光地域とか、砂川全体に言えることだと思うのですが、これから農地を賃

貸、売買していくときに、面の整備が進んでいないということで、受け手が作業面で困難になるという懸念がある。土地の面積としてはできていても草刈り等、管理作業がなかなか進まない状況にあると思います

そんな中で道営事業、今まで面積要件が50町とかあったと思うのですが、20町とか面積要件が緩和されたときはどうだろうかとか、砂川の農業委員会が要請していくとか、そういう働きかけが必要ではないかと思う。

皆さんに相談なのですが、今後、すぐにはならなくとも、1年かけてでもいいですので、そういう方向性を見出していかないと、これから3年後、5年後には完全に行詰ってしまうのではないかというような気がするものですから、今回、先程打合せさせていただいて、こういう発言をさせてもらっています。

できれば、今、発言したものですから、なかなかすぐ「そうだね。」ということにはならないと思いますが、例えば冬の間、こういう農業委員会の場なのか、あるいはそういう場を作るなりして、そういう方向性を見出して行ったらなど。12月半ばに土地改良区に相談をしに行った時、面整備の話が出たものですから、ここに土地改良区の代表ではありませんが、菊地委員も来ていますから、その話が出ているかは分かりませんが、砂川営業所の所長にそのような話を伺いました。

もし要件が50町から20町で良しとなったならば、5年計画とか10年計画で、少しずつでもよいから、面整備をしておく算段ができたらいいなと思っています。

ということで、若干の協議をしていただけたらなと思います。

以上です

会長

今、高橋委員よりご発言がありました。それに対して何か意見等はございませんか。

はい、前谷委員。

前谷委員

私の地区も言われたのですが、砂川はもうはっきり言って、面整備をしないと、借手もないし規模拡大もできない。拡大したくても拡大できない状態になっています。

農業をなんとかしたいとなれば、多少借金をしてでもしなければならぬ。

改良区、昔の事業の時には、お金を払っていた人もいると思うのだけど、30年とか35年とか、結局半期見たら、かかった金額より、金利のほうが高いのではないかという凄い金額になった。

いまの改良区の事業ですると金利は負担してもらえる。改良区のほうで、金利負担とか金利負担軽減処置をしたりとかするので、多少お金がかかっても、長い目で見てもお金を返していける。金利でとんでもないというようなことにはならなくなっているかなど。

あとはどうしても道営とは違うので、50町といってもなかなか。先ほども出たように20町でも、1年計画でもなく、5年とか3年である一定の面積をやれるというのであれば、道の予算もある程度つけてもらえるような状態にもっていけるのではないかと思う。折衝もあるけれど、農業委員会でも後押しすると変わってくるのかなどと思う。せめて奈井江と同じ位にはやりたい。

奈井江と同じことをして金額が変わらないようにする。砂川ばかり良くなっても奈井江だってなんで俺たちばかりってなるから、せめて同じ位でやれたらいいなと思う。以上

会長

斉藤委員

その他何か。

前谷委員から細かくやったらいいという話がありました。冬の間勉強会をしたらと思います。改良区の中では後追い事業、道営事業、一括してやってい

て、道も勉強しているので、職員の方を呼んで、自分の関心のあるものは勉強していったらどうかと感じています。今、農協に図面や航空写真の一覧を作ってもらっているのですが、それを基に勉強会をしたいなと思っています。

事務局次長 1月16日に砂川市水稲振興会の総会があるのですが、総会の前に基盤整備についてということで空知総合振興局から職員を招いて、一時間程度、基盤整備に向けて勉強会をする予定となっておりますので、皆さんも参加していただければと思います。

会長 それでは農業委員としても後押しして、勉強会等を積極的に参加していくということで、よろしいでしょうか。

職務権代理 農業委員だけの勉強会。

齊藤委員 委員さんだけで集まって、簡単なものでもいいので。

会長 では、総会の時に合せてか、日程が合わなければ別の日になるかもしれませんが。

齊藤委員 個々の件を雑談式で挙げながら、ここはどうだ、あそこはどうだみたいに話す、進めやすいような気がします。

佐々木委員 振興局の人の話だと、改良区の話と全然違うのですが。

事務局次長 そのようなことはないと思うのですが。基本、同じだと思います。

菊地委員 改良区は改良区で事業に対してのお金を借りて、払い方も改良区のほうで。事業というのではなく、払い方が違うという。

事務局次長 単なる道営事業というのであれば、市町村に負担を求められて、市町村がそれぞれの受益者に負担を求めるということになるかと思っています。ただ改良区が入ると、改良区が全体に。

齊藤委員 改良区が入らないとだめだよ。用排水の関係があるから。用水もがたがたになっている

事務局次長 そういうのも全て一緒に直していくという

会長 それでは事務局のほうで打合せをしながら、年明けにでもそういう機会を設けられればと思いますので、よろしく願いいたします。

齊藤委員 是非やって欲しい。

会長 その他別のご意見等ございませんか。

全員 なし

会長 特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 平成31年1月25日(金)午後1時30分から

会長 これですべての審議が終わりました。以上で第18砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員